協同労働の協同組合法制化市民会議第5回総会連帯の挨拶

労働行政のいま





今日は、あいさつを兼ねて、労働行政で今何が起こっているかについて、報告をさせていただきたいと思います。

三つの改革が進行

公務の分野では、いま三つの改革が進んでいます。一つは行政改革、二つ目は規制改革、三つ目は公務員制度改革です。行政改革はご存じのとおり、その中心は定員の削減です。公務の人件費をいかに落とすか。賃金と人員を減らして面積(人件費)を小さくする。そして出先機関の統廃合。さらに民間委託、民営化、独立行政法人化が進められています。

二つ目の規制改革ですが、これは全分野ですすんでいます。とりわけ労働分野は一番早く、しかも広範囲で進んでいます。去年の11月に、日本経団連が23項目に及ぶ規制緩和要求を改めて政府につきつけました。今日の財界が目指すものがとくに象徴的に表れているのは、ホワイトカラー・イグゼンプションです。つまり、ホワイトカラーの時間規制を適用除外していく。これははっきり言って残業代を払わなくて済むようにし

たいということです。こうしたことが今、規制緩和の新たな要求としてつきつけられている。これは、突き詰めていけば民間開放につながります。(4年前に発足した)内閣府の「総合規制改革会議」が(昨年4月に)「規制改革・民間開放推進会議」になりましたが、規制改革と公務の民間開放は一体のものだということです。

三つ目は公務員制度改革です。当初は公 務員の意識改革がさかんに言われていまし たが、最近は公務の半官半民化です。つま り、公務の仕事をどんどん外へ出すと同時 に、公務の人事管理や行政運営に民間的手 法を導入していく。その一方で官の部分を 残し、労働基本権、政治活動等の市民的権利 などを制約する。政府にとって都合のいい ように官と民を使い分けする半官半民化が 進んでいます。

以上三つの改革は、すべて公務の民間開放という終着駅に向かって進んでいます。 民間開放の流れは、ある意味で三つの改革の必然的な帰結といえます。ですから非常に根が深い。決して一過性のものではないと私は受け止めています。これらの改革が、 小泉さんや竹中さんが登場してから一挙に 加速したことも重要な点だと思っています。

なぜ職業安定所の民間開放なのか

こうした中で、公共職業安定所(ハロー ワーク)の民間開放が社会保険庁とともに 非常に大きくクローズアップされてきまし た。民間開放を進めたい側からすれば、どこ から突破口を開くのがいいかと言うと、や はり一番国民の非難を受けているところが やりやすい。ご存じのとおり、社会保険庁は 例の不祥事問題で一番注目を浴びました。 職業安定所も二つの県で不祥事があって、 一時は毎日のように新聞に書きたてられま した。市場化テストが来年度から始まりま すが、このモデル事業の対象に職業安定所 と社会保険庁が真っ先に挙げられ、規制改 革・民間開放推進会議側があおったという こともあるのでしょう、(職業安定所と社会 保険の業務で)市場化テストに参加したい という企業が集中しました。

「推進会議」が職業安定所の民間開放を求めている中身は、公設民営です。職安は職業紹介だけでなく、雇用保険の業務等いるいるやっていますが、これを丸ごと受託したいということです。職業安定所の施設と求人・求職の膨大な情報は、ビジネスにとって非常に有益です。うまくいけば全国の職業安定所を丸ごとハイジャックしたいというのが彼ら(業界)の狙いだと思います。

なぜ職業安定所の民間開放がここまで強く言われているのかという点で、私は三つあると思っています。

一つは、行政改革の圧力です。今、国家公 務員(自衛官を除く)の数は33万2千人ま で来ました。社会保険庁の約1万7,500人と 職業安定所の約1万2,500人を合わせると、 約3万人です。この二つを民間に出せば、国 家公務員の30万人体制に限りなく近づくと ころまで行くわけです。それでまさに、この 二つが定員削減の草刈り場にされようとし ているのです。国立病院や国立大学という 大所がすでに独立行政法人化され、次は社 会保険庁と職業安定所だということです。

二つ目は、人材ビジネスの事業拡大戦略です。90年代終わりから、人材ビジネスの市場参入が急速に拡大しました。これは、労働者派遣法や民営職業紹介の規制が緩和された結果でしょう。また、再就職支援の企業のサストラが一段落して過当競争時代に入っています。お互いの受注のダンピング競争も始まっています。そうした中で、業界共通の要求として新たな市場をつくらざるを得ない。そこを公務に求めて、その対象が職業安定所になっている。職業安定所がこれだけターゲットにされるのは、そういった業者や業界の強力な要求があるからです。

そして三つ目は、財界の雇用・人事戦略です。雇用の非正規化、不安定化が急速に広がっています。ですから、企業側は労働者を自由に出し入れできる人材供給システムをきちんと整備したい。しかし、官には規制があるし職安はとかくうるさい。求人条件にいると注文をつける。例えば請負がいっていますが、請負は(労働者が)あちこち(就業場所を)たらい回しされる。求人として紹介する場合、就業場所や労働条件をはっきりしなさいという指導をするわけです。一般の求人でも同じです。そうすると、

どうしても職業安定所よりも民間の人材ビジネスのほうが使い勝手がいい。したがって、職業安定所は少し後ろに下がってもらって、代わりに民間ビジネスが労働力の受給調整の中心に座るべきだと、このように財界・企業の側が盛んに求めている。

職業安定所は人権を守るセイフティ ネット

しかし我々は、職業安定所は民間に渡す わけにはいかないと思っています。国民の 権利を保障するセイフティネットだからで す。サーカスの空中ブランコのネットは、落 ちてけがしたり死んだりしないように守る セイフティネットです。職安は、人権を守る セイフティネットです。職安は、憲法27条 の勤労の権利や25条の健康で文化的な最低 限度の生活を営む権利を保障する手段とし て、無料で職業紹介を行っています。この無 料の職業紹介と(失業中の生活を保障する) 雇用保険業務、(雇用創出などの)雇用対策 の三つを三位一体でやっている。雇用対策 はあまり効果的な対策ができていないとい う問題点はありますが、その三つが一体に なって展開されて、効果的・効率的に国民の 勤労の権利などが保障されるという形に なっています。また、都道府県に労働局がで きました。職業安定行政と労働基準行政、雇 用均等行政の三つがさらに強力に連携して 国民の勤労の権利を保障するシステムがつ くられています。

その一部を切り出して民間に出すのは、 これを我々は認めるわけにはいかない。ま してや丸ごと出すのは到底認められないと 思っています。民間は営利目的です。行政は 権利保障が目的です。ここに決定的な違いが出てくる。営利目的だと企業の経済合理主義が働きますから、求人者と求職者の間では、求職者よりも求人者の立場を優先せざるを得ない。あるいは求職者同士でも、就職に困難性のある人とそうでない人では、より早く就職に結びつけられる人を優先します。したがって、民間企業にセイフティネットの代替はできないと我々は強調しています。

すでに、長期失業者の就職支援など、(国 や自治体から)幾つかの業務が民間に出て います。例えば、藤沢市は無料職業紹介業務 を資格試験等の講習をしている東京リーガ ルマインドという会社に出しました。この 間の8ヶ月間の結果が東京新聞(04/11/28付) に出ましたが、就職率が3割で、職安は5%、 民間業者の方がはるかに効率的と報じられ ました。しかし、実際は全然数字のとり方が 違う。安定所と同様の方法で計算し直すと、 なんと職安よりも低い3%台だったのです。 しかも投入された費用(委託費)は職安の4 倍以上です。彼らは数字をうまく使って盛 んに宣伝していますが、長い間培われてき た職業安定行政の総合力は、昨日今日出て きた民間に負けるはずがないと私は思って います。

そういうことで、我々はこのセイフティネットを守るために全力を挙げてきましたし、厚生労働省も基本的には同じ立場で対応してきました。そして去年の年末、2005年度の市場化テストの対象をどうするかというところで、職業安定所の基本業務は対象にさせないという結論になりました。つまり、職業安定所本体の職業紹介や雇用保険

業務を民間に出すことはしない。ただ、職業 安定所の付属施設や一部の業務が対象とな りました。

しかし、これで民間開放の動きが終わったわけではありません。むしろこれから本格的な動きになると思っています。したがって、今日こういう機会を与えていただいたように、あらゆる機会を活用して私どもの主張を広げていきたいし、皆さんのご理解とご支援もいただきたいと思います。

国民の権利保障システムが危ない

社会保険庁改革にも一言触れます。毎日 のように報道されていますが、とくに問題 になっているのは収納率です。国民年金保 険料の収納率は7割に届いていません。こん な収納率だから社会保険庁を抜本解体して 新しく組織をつくり直すしかないという、 まさに社会保険庁の職員が悪いかのような 報道がされている状況です。しかし、収納率 (額)が悪い原因は職員ではない。その原因 は、失業や賃金低下もあるし、何よりも年金 制度に対する国民の不信感が積もりつもっ た結果だと思います。そんな状況で社会保 険庁を民営化しても、収納率(額)が向上す るはずがない。私は、この社会保険庁バッシ ングの影で大事な問題が見落され、覆い隠 されて、社会保険庁の解体が進んでいるこ とに危険を感じます。

いま国会で憲法改正が問題になっていますが、9条問題は非常に大事な問題です。同時に、「権利ばかり主張して義務や責任を果たそうとしない」といった論法で、国民の権利に対する攻撃が憲法論議の中で強まっていることに大きな危機感をもちます。公務

の民間開放で、公的なサービス、憲法 25条 や27条の国民の権利を守るサービス部門が 大きく切り捨てられようとしていることが こういった流れの中で起こっている。した がって私たちのたたかいは、憲法9条と共 に、憲法が規定している国民の権利保障の システムを守るたたかいであり、そういう 立場でこれからもたたかっていきたい。そ れだけに、私どもは皆さん方との共同が非 常に大事だと思っています。労働の非人間 化や商品化が進んでいる中で、皆さんが ディーセントワークを目標に掲げてたた かっておられることは非常に心強いですし、 我々が目指すこれからの運動とまさに一致 するのではないかと思います。そういう点 で是非とも、皆さんと私どもの連携、共同を 今後も大いに強めていきたいと考えていま す。

ありがとうございました。